

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例 施行規則

昭和39年4月1日
規則第16号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例(昭和39年尼崎市条例第27号。以下「条例」という。)第7条及び第12条の規定に基づき、斎場の管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭43規則6・平21規則2・一部改正)

(利用許可の手續)

第2条 条例第3条第1項の規定により利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用許可をしたときは、当該利用許可を申請した者に利用許可証を交付するものとする。

(昭43規則6・平5規則36・平25規則52・一部改正)

(使用料の減免)

第3条 条例第4条第2項の市長が特別の理由があると認めるときは、火葬又は葬儀の対象者の死亡が市長が指定する災害等に起因するものであるときとする。

2 使用料の減免額は、市長が別に定める額とする。

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平5規則36・平25規則52・一部改正)

(使用料の還付)

第3条の2 条例第4条第3項ただし書の市長が特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 利用許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により斎場を利用することができなくなったとき。

(2) 条例第4条第1項の規定による使用料の納付前において前条第1項の指定が行われたならば同条第2項の規定による減免を受けることができた者が当該使用料を納付したとき。

2 使用料の還付額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当するとき 既納の使用料の全額

(2) 前項第2号に該当するとき 市長が別に定める額

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(平25規則52・追加)

(業務取扱時間等)

第4条 斎場の業務取扱時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、業務取扱時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 業務取扱時間 午前9時から午後6時30分まで

(2) 休業日

ア 1月1日

イ 市長が別に定める日

(昭41規則59・昭43規則6・昭56規則6・昭63規則58・平5規則36・平16規則23・平17規則16・平23規則39・平25規則52・一部改正)

(焼骨の引取義務)

第5条 斎場の利用者は、市長が指定した日時までに、その焼骨を引き取らなければならない

ない。

2 市長は、前項の日時までに焼骨を引き取らないときは、必要な措置をとることができる。

(指定申請の方法)

第6条 市長は、条例第6条の規定により斎場の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第7条の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請の方法)

第7条 指定申請は、市長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平21規則2・追加)

(指定管理者の指定等の通知)

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書によりその指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書によりその指定されなかった法人等に通知するものとする。

(平21規則2・追加)

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、斎場の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(平21規則2・追加)

(施行の細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平5規則36・追加、平21規則2・旧第6条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年9月5日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年3月28日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年3月17日規則第6号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年10月1日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和63年10月31日規則第58号)

この規則は、昭和63年11月1日から施行する。

付 則(平成5年5月26日規則第36号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第23号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月30日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成21年1月6日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年6月23日規則第39号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

付 則(平成25年6月27日規則第52号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。